

近世日本の養子制度から考える女性史

世川祐多

近世の日本において、あらゆる身分の者たちが、家を継ぐために養子を行った。とりわけ武家社会においては、養子相続が数多く行われたとされている。筆者は、武家社会の養子についてのケーススタディとして、桑名藩の上級家臣の由緒書である天明由緒と会津藩の藩政記録である家世実紀を題材に、武家の養子に関する研究を行った。その結果以下の傾向が武家の養子史に浮かび上がった。

まず、藩の中で家格により細やかに家々の序列が秩序付けられている武家社会においては、家格が養子の選定に影響を与えたということ。二点目は、養子による家の相続は、代々家を相続しながら主君に仕えてきた上級家臣の家を減らさないための救済措置として行われていたものの、時代を経るに従い、一代限りで召し抱えられる下級武士層にまでその権利が拡大し、武士身分の世襲化につながったこと。三点目は、近世初期においては、養子は単純に上級家臣の家を存続させる目的で行われたが、その目的ばかりが重視されたために技能を持たない者が出仕する結果になったため、中後期には「奉公」という観念が重視され、養子になる者は主君や藩の為に役に立つ才能を持った人間であることが求められるようになったこと。四点目は、「先例」に基づき、子供をもうけることが難しいと思われる五十歳を過ぎた者でないと養子の願い出が出来ないという規則が設けられていたものの、家臣の側は、届け出る年齢を偽り、家を断絶させないために活動したことである。

しかしながら、藩の史料である由緒書や実紀から、養子の傾向の検証や、法制史的考察を加えることはできるが、養子という事象そのものを具体的に考察することに限界があるということが分かった。とりわけ、女性への観点が不足してしまう。武家の養子で多く行われたのが、先祖の血脈を残しながら、家を相続させる婿養子であり、養子と女性の関係を考察しなければ近世の養子研究を深めることはできない。また、婿養子以外にも、会津藩の家世実紀より、主君に仕える奥の女性に、褒賞として養子を取らせ家を起こさせる事例が発見されたために、女性が行った養子に関しても研究する必要がある。

養子制度には女性の存在が不可欠であるにも関わらず、日本においては未だに女性について言及する養子研究は乏しい。こうした新たな問題提起を行うために、フランスの史学は大いに参考になる。なぜなら、家族史や、婚姻・養子等の歴史研究において、女性について考えないことが無いためである。筆者は養子の実像について、女性と男性の双方に万遍なく目を向けることによって江戸時代の家族史や婚姻史に新たな観点をもたらすことが出来ると考えている。例えば、家格により細やかに身分の上下が定められていた近世武家社会において、妻の家の家格が婿よりも高かった場合、夫婦間の関係はどのようになるのかといった新しい家族像を研究することが可能になる。

また、フランス史学の問題提起は、養子とは何か、婚姻とは何か、家族とは何か

という根本的な問いから始まる。日本の研究は、養子という人間の慣習が近世日本に存在したことを前提として、個別事例の研究に終始するために、養子研究や家族史研究が未だ体系化されないが、フランスの手法に学ぶことでこれを解決する糸口が生み出されると考える。

また史料に関して、藩政史料を取り上げることは無論重要ではあるが、ここからは、何故武士たちは養子により家の断絶を防がなければならなかったのか。あるいは養子とは何なのかという根本的な問いに答えることは難しい。このために、手紙や日記など私的な史料を用いることが肝要であると考えられる。

このように、近世日本の養子研究から、女性も含めた武家社会に生きた人々の家族像を浮かび上がらせるために、西洋の蓄積された婚姻史や養子史などを参考に、新たな研究手法について考察する。